仕 様 書

別紙１

1　業務名

自社課題発掘講座及び自社課題解決講座企画運営業務

2　目 的

県内企業のデジタル化を促進し、企業の生産性向上や付加価値創出を図るため、経営者を対象としたワークショップを開催する。

3　委託業務の期間

契約締結日から令和8年3月 31 日（火）まで

4　業務の内容

（1）　経営者層向けに経営相談をテーマとした自社課題発掘講座の企画・運営
全７回（プレワークショップ１回、講座5回、ビジネスマッチング1回）

（2）　経営者層向けにデータ活用をテーマとした自社課題解決講座の企画・運営
全７回（プレワークショップ１回、講座5回、ビジネスマッチング1回）
※各講座の詳細は別紙2「カリキュラム」を参照

5　講座（全 14 回）に関する運営支援

業務分担については、別紙3「役割分担表」を参照

6　留意事項

（1）　講座の内容・日程は、別紙2「カリキュラム」や県内企業のニーズを踏まえ決定すること。なお、本事業の趣旨と合致するものであれば、受託者が保有する研修サービスの提案も可能とする

（2）　講座の応募状況により、参加者数が増減する

（3）　受託者は講師を選定・調整し、内諾を得ること。ただし、発注者と協議のうえ最終決定するものとする

（4）　講座の運営には発注者が選定するデジタル化推進指導者をメンターとして参加させ、講座及びビジネスマッチングの補助を行うものとする

（5）　会場使用料やそれに付随する費用（設備使用料や電気料金等）、メンターの謝礼等は委託費に含めず、発注者において支払を行うものとする

（6）　契約金額は、「講座の企画立案と実施」、「講師に対する謝金」、「教材費その他運営支援」を含めた一式の金額とする

（7）　県内 IT ベンダー等と受講者のビジネスマッチングを実施するため、受講者とは別に県内 IT ベンダー等が講座に参加するものとする

（8）　講座終了後、受講者及び県内 IT ベンダー等に対してアンケートを実施し、効果測定を行うものとする

7　その他

（1）本業務によって知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない

（2） 業務を実施するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない
（3） 本業務によって新たに制作された成果物、その他これに類するものの著作権は、発注者に帰属するものとする。なお、既に著作権が設定されている教材や市販の参考書については、帰属の対象外とする
（4） 本仕様書はプロポーザル用であり、受託者とは内容を協議のうえ、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある
（5） 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、本仕様書に記載のない事項であっても、新たな提案を妨げるものではない
（6） この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議して定めるものとする